

厚生労働省発基安1214第4号

令和4年12月14日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 工作物に関する事前調査に係る措置

一 事業者は、工作物に係る事前調査（石綿障害予防規則第三条第一項の規定による調査をいう。以下同じ。）について、同条第三項各号に規定する場合を除き、これを適切に実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないものとする。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限るものとする。

二 事業者は、工作物に係る事前調査を行ったときは、1に掲げる事項を記録し、当該記録及び2に掲げる書類の写しを三年間保存するものとする。

1 事前調査を行った者の氏名

2 一の前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が一の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、令和八年一月一日から施行すること。